

## 社会保険適用拡大

～被保険者数101人以上の企業～



裏面でご紹介！

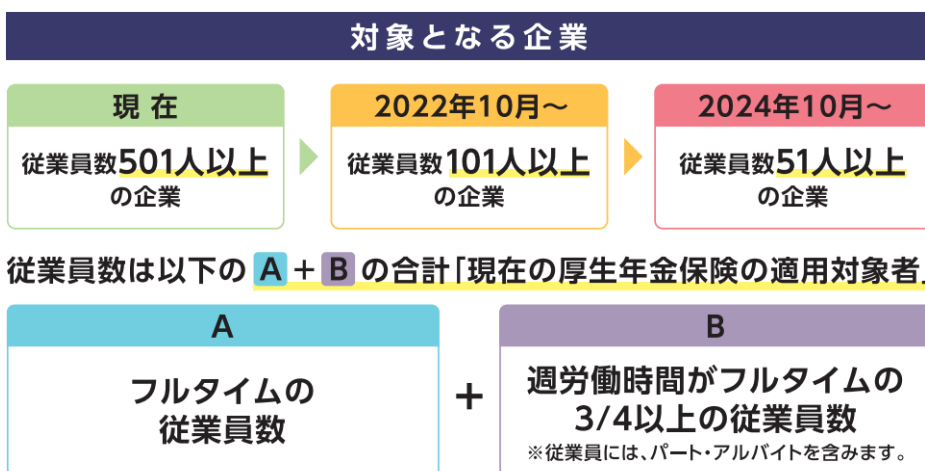
22-007号

通巻:0234

2022年10月から、社会保険の加入義務の要件が常時雇用される被保険者数が101人以上の企業となり、一定の要件を満たすパートタイマーやアルバイトなどの短時間労働者の社会保険について、適用が拡大されます。今回は、今後の拡大の概要、加入対象者の要件をお知らせします。

## 社会保険適用拡大の概要

従来は常時501人以上の事業所が対象でしたが、10月からは常時101人以上となり、さらに2年後の10月には、常時51人以上が対象となります。



参照:厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイト チラシより

## 加入対象者の要件

- ①週の所定労働時間が20時間以上30時間未満（※週所定労働時間が40時間の場合）
- ②月額賃金が8.8万円以上（基本給及び諸手当、残業代・賞与・臨時的な賃金等は含まない。）
- ③2ヶ月を超える雇用の見込みがあること
- ④学生ではないこと

## 社会保険の加入メリット

- 厚生年金に加入することで年金が2階建てになり、年金受取額が増加する。
- 健康保険への加入で、傷病手当（病休期間中、給与の2/3相当を支給）や、出産手当金（産休期間中、給与の2/3相当を支給）を受けられる。
- 年収106万円（月額8.8万円）が要件となるため、加入対象となれば、年収130万円の扶養基準を意識せずに働くことができる。

## 社会保険の加入デメリット

- 給与から保険料が天引きされるため、今まで以上に働かないと手取り額が減少する。
- 加入を外れる年収106万円（月額8.8万円）未満に調整する場合、収入が減少する。
- 企業側では、健康保険と厚生年金保険の保険料の半額は企業負担になる。

## ★マイナポイント第2弾が、2022.6/30スタート

マイナンバーカードの取得者に対して、1人当たり**最大2万円相当付与**する「マイナポイント」の第2弾が6/30にスタートします。

### 内容)

- ①マイナンバーカード取得者のうち、マイナポイント第1弾の未申込者(マイナンバーカードをこれから取得する者も含む)に**最大5,000円のポイント付与**
- ②健康保険証としての利用申込を行った者(既に利用申込を行った者を含む)に**7,500円のポイント付与**
- ③公金受取口座の登録(マイナンバーと口座の紐付けを金融機関に申請・登録する制度)を行った者(既に登録を行った者を含む)に**7,500円ポイント付与**

※①については、第1弾で1月から既に申込開始している。

### その他留意事項)

- 現在の普及率は45%程度。政府は、2023年3月末までに全国民への普及を目指している。
- マイナンバーカードの申請期間は、**2022年9月末まで**。
- マイナンバーカードは、申請から1カ月程で自治体から受取先指定のハガキが届き、受取場所へ取りにいかないといけない。郵送は無し。
- スマホなら、交付申請書or個人番号通知書のQRコードから、氏名・生年月日等を入力し、スマホで撮影した顔写真を登録すると簡単に申請できる。
- ①で紐付けるキャッシュレスサービスは、90種類以上ある。(電子マネー、プリペイドカード、QRコード、クレジットカード、デビットカード等)
- 保険証の利用登録は、規約に同意するだけで完了する。
- 口座の登録は、マイナポータルアプリにて口座情報を入力するだけで完了する。
- 15歳未満の申請は、親権者や後見人ができる。その際、キャッシュレスサービスは異なる決済サービスを選択する必要がある。(4人家族なら8万円分)**
- 決済サービス先によっては更に追加付与がある場合も。
- 口座登録すると、預金残高を国が把握するのでは？の懸念については総務省はそんなことは無く、様々な公的給付金をプッシュ型でスムーズに送金するのが目的としている。
- マイナンバーカードを保険証としての利用は、過去の検診や薬剤情報のデータ共有が可能なことや、転職・引越し・結婚等での再発行が不要というメリットがあるが、現状では初診料に影響があったり、全ての病院では利用出来ない(徐々に拡大予定)といったデメリットもある。
- 従前の保険証も並行して利用可能。



マイナポイント第2弾 **最大20,000円分**のマイナポイントがもらえる！

マイナンバーカードの新規取得等で 最大 <b>5,000円分</b>	+	健康保険証としての利用申込みで <b>7,500円分</b>	+	公金受取口座の登録で <b>7,500円分</b>
---------------------------------------	---	-----------------------------------	---	------------------------------

### ～コメント～

社会保険適用拡大の対象になる場合は、事前に該当者との労働条件(勤務時間、社員への転換等)の打合せが必要になります。法人での負担増のシミュレーションを含め、事前に厚生労働省のサイトでのシミュレーションや、社労士等の専門家へご相談ください。

マイナンバーカードの申請は、個人的に今回すすめてみようと思います。

水川 亮